

佐久都市計画土地区画整理事業の変更決定に係る縦覧に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	意見・提言要旨	市の考え方
1	<p>樋橋地区土地区画整理準備組合より私の名で偽造された岩村田●●番地の農振除外申請書が市に提出された。</p> <p>5佐都開第19号で、市は農振除外申請書の添付資料の照合をしないで平成30年1月に農振除外をしていると回答した。</p> <p>偽造された農振除外申請書で農振除外がされ、土地区画整理事業が岩村田●●番地も含めて、利便性の高い住環境を確保したまちづくりを行うため、平成30年1月9日に都市計画を決定している。</p> <p>変更理由書で、その他の公共施設 公共下水道とあり、岩村田●●番地は含まれている。</p> <p>岩村田●●番地の下水は確保されていません。利便性の高い住環境の確保を佐久市にお願いします。</p> <p>農地転用は、私の土地を外し私の同意を得ないで除外事業者である樋橋地区土地区画整理準備組合と別の団体の佐久平駅南土地区画整理組合が申請し市が許可している。区域変更するなら農地転用を許可した市で用水の確保をしてください。</p> <p>農振法・農地法に法っていない土地区画整理事業は出来ないのでは。</p>	<p>本都市計画決定変更(案)の計画書に記載している「その他公共施設 公共下水道」約21.3haに岩村田●●番地は含まれておりません。</p> <p>また、本都市計画決定変更(案)により下水道の接続を制限するものではありません。岩村田●●番地につきましては、地権者の申請により取付管の設置ができます。</p> <p>その他の意見につきましては、本都市計画決定変更(案)に対する意見ではありません。</p>